

竜王町空き家・空き地情報バンク実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、竜王町における空き家または空き地（以下「物件」という。）の有効活用を通して、良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を図るため、竜王町空き家・空き地情報バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、個人が居住を目的として所有し、かつ、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物およびその附属物をいう。ただし、共同住宅または長屋を除く。
- (2) 空き地 町内に所在し、個人が居住を目的とした建物を建築することができ、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）土地をいう。
- (3) 所有者等 物件に係る所有権その他の権利を有し、当該物件の売買または賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地情報バンク この要綱の定めるところにより、物件の売買または賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内への定住または定期的な滞在を目的として物件の利用を希望する者に対して情報を提供する仕組みをいう。
- (5) 宅建業者 竜王町空き家・空き地情報バンクの運営に関する協定書を締結している組織に加盟する宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。

（組織との協定）

第3条 町長は、竜王町空き家・空き地情報バンクを円滑に運営するため、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と媒介を行う宅建業者の決定および媒介に関する事項について、協定を結ぶものとする。

（物件の登録申込み）

第4条 竜王町空き家・空き地情報バンクに物件の登録を希望する所有者等（以下「物件登録希望者」という。）は、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録申込書（別記様

式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録カード(別記様式第2号)
- (2) 物件登録希望者の公的身分証明書の写し
- (3) 登録を希望する物件(以下「登録希望物件」という。)に係る建物(建物と土地の所有者等が異なる場合はその土地も含む。)または土地の登記簿の全部事項証明書(発行日から1箇月以内のもの)
- (4) 登録希望物件の図面、位置図等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 次に掲げる者は、前項の規定による申込みをすることができない。ただし、町長が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 町税および使用料等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適切でないとする者

3 町長は、物件登録希望者から第1項に規定する登録申込書類の提出を受けた後に当該物件登録希望者が前項に規定する者であると判断したときは、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録申込み不受理通知書(別記様式第3号)により通知するとともに提出のあった関係書類の一切を返却するものとする。

(物件の登録)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録申込み物件調査・媒介依頼書(別記様式第4号)により、宅建協会に調査および媒介に係る協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた宅建協会は、当該登録希望物件の調査および媒介を担当する宅建業者を決定し、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録申込み物件媒介業者決定報告書(別記様式第5号)により、町長に報告するものとする。

3 前項の規定により決定された宅建業者は、速やかに当該登録希望物件の調査を行うものとする。

4 宅建協会は、前項の物件調査結果を、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録申込み物件調査結果報告書(別記様式第6号)に調査結果が確認できる書類を添えて、町長

に報告するものとする。

- 5 物件登録希望者は、第3項の規定による調査を経て、第2項の規定により決定された宅建業者と、当該登録希望物件の売買、賃貸等の媒介または代理に関する契約を締結したときは、その契約書の写しを町長に提出しなければならない。
- 6 町長は、前項の規定により契約書の写しの提出があったときは、その内容等を確認し、適当であると認めたときは、当該登録希望物件を竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録台帳（別記様式第7号）に登録するものとする。
- 7 町長は、前項の規定による登録をしたときは竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録完了通知書（別記様式第8号）により当該物件登録希望者に通知するものとする。
- 8 町長は、第6項の規定による登録をしなかったときは竜王町空き家・空き地情報バンクに物件を登録しない旨の通知書（別記様式第9号）により当該物件登録希望者に通知するものとする。
- 9 第6項に規定する登録できる期間（以下「物件登録期間」という。）は、登録した日から登録した日の属する年度の翌年度末までの間とする。ただし、第7項の規定による物件登録の完了通知を受けた者（以下「登録所有者」という。）からの申出により延長することができる。
- 10 町長は、町内の物件について、竜王町空き家・空き地情報バンクに登録することが適当であると認めるときは、当該物件の所有者等に対して竜王町空き家・空き地情報バンクへの物件の登録の申込みを勧めることができる。

（物件登録事項の変更）

第6条 登録所有者は、前条第6項の規定による竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録台帳に登録した事項（以下「物件登録事項」という。）に変更があったときは、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録事項変更届出書（別記様式第10号）に物件登録事項の変更内容を記載した竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録カードを添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受け、物件登録事項を変更したときは竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録事項変更完了通知書（別記様式第11号）により当該登録所有者に通知するものとする。

（物件登録期間の延長）

第7条 登録所有者は、物件登録期間の延長を希望する場合は物件登録期間満了日までに

、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録期間延長申出書（別記様式第12号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により延長できる期間は、2年以内とする。ただし、物件登録期間の延長の回数は制限しないものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による申出を受け、物件登録期間を延長したときは、竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録期間延長通知書（別記様式第13号）により当該登録所有者に通知するものとする。

（物件登録の抹消）

第8条 町長は、登録所有者が次の各号いずれかに該当するときは、竜王町空き家・空き地情報バンクから物件の登録を抹消するものとする。

- (1) 竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録抹消申請書（別記様式第14号）の提出があったとき。
 - (2) 竜王町空き家・空き地情報バンクに登録した物件（以下「登録物件」という。）に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (3) 物件登録期間満了日までに竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録期間延長申出書の提出がなかったとき。
 - (4) 物件登録事項に虚偽があると認めたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が物件登録することが適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定より物件登録の抹消をしたときは竜王町空き家・空き地情報バンク物件登録抹消通知書（別記様式第15号）により当該登録所有者に通知するものとする。

（空き家・空き地情報バンク利用の登録申込み）

第9条 竜王町空き家・空き地情報バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録申込書（別記様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第17号）
 - (2) 利用希望者の公的身分証明書の写し
 - (3) 利用希望者および同居しようとする者の住民票の写し（発行日から1箇月以内のもの）
- 2 利用希望者および同居しようとする者は、その利用において次に掲げる要件を満たし

ていなければならない。

- (1) 登録物件の空き家に定住もしくは定期的に滞在し、または登録物件の空き地に住宅を建築して居住する者であること。
- (2) 町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者であること。
- (3) 登録物件を転売および転貸する意思のない者であること。
- (4) 第4条第2項に掲げる者でないこと。

(利用の登録)

第10条 町長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、
相当と認めたときは、竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録台帳（別記様式第18号）に登録するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録完了通知書（別記様式第19号）により当該利用希望者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による登録をしなかったときは竜王町空き家・空き地情報バンクに利用登録しない旨の通知書（別記様式第20号）により当該利用希望者に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する登録できる期間（以下「利用登録期間」という。）は、登録した日から登録した日の属する年度の翌年度末までの間とする。ただし、第2項による竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録の完了通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）からの申出により延長することができる。

(利用登録事項の変更)

第11条 利用登録者は、前条第1項の規定による竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録台帳に登録した事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったときは、竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録事項変更届出書（別記様式第21号）を速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受け、利用登録事項を変更したときは竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録事項変更完了通知書（別記様式第22号）により当該利用登録者に通知するものとする。

(利用登録期間の延長)

第12条 利用登録者は、利用登録期間の延長を希望する場合は、利用登録期間満了日ま

で、竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録期間延長申出書（別記様式第23号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により延長できる期間は、2年以内とする。ただし、利用登録期間の延長の回数は、制限しないものとする。

3 町長は、第1項の規定による申出を受け、利用登録期間を延長したときは、竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録期間延長通知書（別記様式第24号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録の抹消）

第13条 町長は、利用登録者が次の各号いずれかに該当するときは、竜王町空き家・空き地情報バンクから利用の登録を抹消するものとする。

(1) 竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録抹消申請書（別記様式第25号）の提出があったとき。

(2) 利用登録者が第9条第2項各号に該当しなくなったとき。

(3) 利用登録期間満了日までに竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録期間延長申出書の提出がなかったとき。

(4) 利用登録事項に虚偽があると認めたとき。

(5) 登録物件を利用することにより、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が利用登録することが適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定による利用登録の抹消をしたときは竜王町空き家・空き地情報バンク利用登録抹消通知書（別記様式第26号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（情報提供）

第14条 宅建協会は、登録物件の登録事項の一部を全国版空き家・空き地バンク等に掲載し、利用登録者に提供するものとする。

2 町長は、利用登録者が希望する事項に基づいて、登録物件の登録事項の範囲で情報を提供するものとする。

（希望物件の交渉申込み等）

第15条 利用登録者は、登録物件のうちから交渉を希望する物件があるときは、竜王町空き家・空き地情報バンク登録物件交渉申込書（別記様式第27号）により、町長に申

し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、竜王町空き家・空き地情報バンク登録物件交渉に係る通知書（別記様式第28号）により、宅建協会に通知するものとする。

3 宅建協会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該登録物件を担当する宅建業者に連絡し、利用登録者と交渉させ、売買契約または賃貸借契約が成立したときは、竜王町空き家・空き地情報バンク登録物件契約成立報告書（別記様式第29号）により、町長に報告しなければならない。

（登録物件の交渉等）

第16条 竜王町は、登録物件の売買、賃貸等に係る交渉および契約については、直接これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第17条 登録所有者および利用登録者は、竜王町空き家・空き地情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、または不当な目的のために取得、収集、作成および利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損および滅失することのないよう適正に管理すること。

(3) 竜王町空き家・空き地情報バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写または複製をしないこと。

(4) 保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに返却、廃棄、消去その他適正な措置を講じること。

(5) 個人情報について漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。